

第 3 9 号 議 案

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提 案 理 由 )

この案は、公園の使用料及び占用料の額を改定するため提出します。

## 東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立公園条例（昭和32年4月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 占用料の欄を次のように改める。

|         |
|---------|
| 占用料     |
| 1,536円  |
| 910円    |
| 136円    |
| 341円    |
| 682円    |
| 113円    |
| 136円    |
| 341円    |
| 682円    |
| 1,138円  |
| 1,138円  |
| 455円    |
| 1,138円  |
| 721円    |
| 341円    |
| 554円    |
| 823円    |
| 8,880円  |
| 1,572円  |
| 13,875円 |
| 37円     |
| 37円     |

別表第3中「1,128円」を「1,138円」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台

東区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は  
は占用料については、なお従前の例による。